

只木ゼミ期第10問検察反対尋問レジュメ

文責：4班

- 5 1. 弁護レジュメ1頁25行目以下で、B説について弁護側は、結果発生の実現的危険に加えて行為との密接性を要求する点を問題視している。しかし、3頁1行目以下で弁護側の採る到達時説も、被害者の作用領域内への到達や飲食可能性の発生といった、結果的には被害者への近接性を重視する考え方のように思われる。そうだとすると、B説のいう「密接性」と弁護側のいう「到達」や「飲食する可能性」とは、理論上どこが本質的に異なるのか。
- 10 2. 弁護側が採用しているα説では、利用者が犯罪実現になすべき行為をすでに終わらせているにも関わらず、その後の無知の被利用者の行為に実行の着手時期の決定を委ねている。よって、その後の偶然的な被利用者の行為によって利用者の実行行為の着手時期を決するというのは妥当ではないのではないか。
- 15 3. 弁護レジュメ2頁25行目において、発送から到達までの間に、配達が不能になるといった例が挙げられている。しかし、現在の日本の配達システムではほぼ確実に宛先に届くのであるから、発送に供された時点ですでに結果発生の実現的危険が認められると言えないか。

以上